

森林整備工事に関する特記仕様書

(通 則)

- (1) この工事は、設計図書及び新潟県営林事業作業標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）によるほか、この仕様書を含む特記仕様書によるものとする。
- (2) 設計書及び特記仕様書に示された事項は、標準仕様書に示す事項に優先するものとする。

(材 料)

(施 工)

- (1) 間伐は、標準仕様書第 13 条に基づき実施するものとする。なお、間伐方法については、定性・列状を問わない。
- (2) プロット内の間伐対象木は、プロット調査集計表（またはプロット調査データ詳細）のとおりとする必要はなく、現場の状況を見ながら選木すること。ただし、プロット内の 20%以上の立木を間伐すること。
- (3) 胸高直径 16cm 未満の立木も間伐対象に含めてよいものとする。

(施工管理)

- (1) 標準仕様書第 18 条に基づき実施するものとし、県が定める林業土木工事施工管理基準を適用する。
- (2) 森林作業道がプロット内を通過する場合は、その旨を監督員に報告すること。

(施工時期)

(そ の 他)

- (1) 利用間伐工事においては、当初設計の運材数量以上の材積を搬出すること。ただし、当初設計の数量を超えた分についての増工変更は行わないものとする。
- (2) 利用間伐工事における本数調整伐の径級ごとの数量は、実際の選木結果に合わせて変更対応を行うものとする。
- (3) 利用間伐工事の不整地運搬車運搬にかかる運搬距離は、開設した森林作業道の実際の線形に関わらず、当初設計からの変更は行わないものとする。
- (4) 森林作業道開設工事にかかる各種工程の数量は、開設した森林作業道の実際の延長に応じて変更対応するものとする。ただし、変更は森林作業道標準断面図に基づくものとし、標準断面図そのものの変更は行わない。